

日田材の利用促進に関する建築物木材利用促進協定

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）第 15 条第 1 項に基づき、日田商工会議所（以下「甲」という。）と日田市（以下「乙」という。）は、日田材の利用促進に関する建築物木材利用促進協定を締結する。

1. 目的

この協定は、甲及び乙が連携・協力することにより、甲の「建築物における木材の利用の促進に関する構想」（以下「建築物木材利用促進構想」という。）に基づく取組を促進し、その達成に寄与することを目的とする。

2. 建築物木材利用促進構想

（1）構想の内容

甲は、建設する建築物において、構造材や内外装材等に地域材を積極的に活用することにより、施設の利用者等に木材の良さを広く P R するとともに、2050 年ネット・ゼロの実現及び林業・木材産業の振興を通じた地域経済の活性化に貢献する。

（2）構想の達成に向けた取組の内容

- ① 甲は、建て替え予定の商工会館において、構造材や内外装材等に地域材である「日田材」を活用し、「木のまち」を象徴する建築物とする。
- ② 甲は、一般流通材の活用により低コスト化を図り、非住宅における木造化・木質化の普及モデルとする。
- ③ 甲は、施設利用者や施設関係者等に対して、木材利用の意義やメリット等について積極的に情報発信する。

3. 甲の構想を達成するための乙による支援

乙は、甲の構想の達成に向けて、甲に対して活用可能な補助事業等の情報提供を行うとともに、定期的な情報共有や意見交換に協力する。また、本協定に基づく甲の木材利用等の取組について情報発信する。

4. 構想の対象区域

日田市全域

5. 本協定の有効期間

本協定の有効期間は、締結の日から、令和 13 年 3 月 31 日までとする。

6. その他

（1）実施状況の報告

甲は、乙が求めた場合、構想の達成に向けた取組の実施状況の報告に協力するものとする

（2）協定の変更及び協議

甲及び乙は、この協定の内容を変更する必要がある場合、又はこの協定に定められていない事項について連携・協力する必要がある場合、速やかに協議し、これを解決するものとする。

（3）協定の解除

甲及び乙は、相手方がこの協定で定めた取組を実施しない場合、又はこの協定で定めた内容を履行しない場合、この協定を解除することができるものとする。

この協定を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲乙が記名の上、各自その一通を保管する。

令和 8 年 7 月 2 3 日

甲 日田市三本松 2 丁目 2 番 16 号
日田商工会議所

会頭 瀬戸亨一郎

乙 日田市田島 2 丁目 6 番 1 号
日田市

日田市長 原野美智子